

平成28年度以降の軽自動車税について

問合せ＝税務課 市民税係 (内線 281～283)

◆原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車等

平成28年度より、下記の通り税率が変わります。

		平成27年度	平成28年度以降
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円

◆三輪・四輪の軽自動車

初度検査年月(注1)が平成27年4月以降の軽自動車について、税率が変更されています。

また、平成27年3月以前に最初の新規検査を受けられた軽自動車の税率は平成27年度と同じ金額になりますが、初度検査年月(注1)より13年以上経過した軽自動車については重課が課されます(注2)。

			初度検査年月(注1)		
			平成27年3月以前	平成27年4月以降	13年を経過した車両(重課)(注2)
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

(注1) 初度検査年月は、最初の新規検査(新車時・使用する前に受ける検査)の年月。車検証の初度検査年月欄に記載されています。

(注2) 電気軽自動車・天然ガス軽自動車・メタノール軽自動車・混合メタノール軽自動車・ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車・被けん引車は対象外となります。

参考

◎重課の対象になる初度検査年月

平成28年度	初度検査年月が「平成14年」以前
平成29年度	初度検査年月が「平成16年3月」以前
平成30年度	初度検査年月が「平成17年3月」以前



◎車検証での初度検査年月の記載位置の例

自動車検査証									
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業別の別	車体の形状			
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ		
	人	kg	kg	kg	cm	cm	cm		
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量または定格出力	前軸重	後軸重	型式指定番号	類別区分番号	
					L	kg	kg		

※今年度新車を購入された場合、平成28年度の課税に限りグリーン化特例が適用される場合があります。平成27年4月～平成28年3月に最初の新規検査を受けた軽自動車については、平成28年度の課税時に限り環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例(軽課)が適用される場合があります。